

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成25年9月17日付けで提起された、処分庁が [REDACTED] 付けで行った生活保護費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨及び理由は次のとおりであり、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、生活保護開始後に判明した請求人の [REDACTED] の預金について、生活保護法（以下「法」という。）第63条による費用返還決定処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由の要旨は次のとおりである。

預金があることを知っていたら、預金を下ろしてから申請をする。預金を調べられるのは知っていたが、自分が使ったものでないし、 [REDACTED] が返してくれないので、返還するのは納得いかない。分割で払っていくとしたが、払っていけない。

第2 処分庁の主張



処分庁は弁明書により本件審査請求の棄却を求めており、その理由は下記のとおりである。

本件審査請求の争点は、[REDACTED]の口座について、資産活用が可能であったかという点にあるが、次の理由によって、本件処分は適法である。

- 1 処分庁は請求人に対し、[REDACTED]に電話で資産活用と生活保護法第63条による返還について説明している。
- 2 請求人は、通帳の再発行手続きを行っており、再発行手続きに必要な口座の届け出印を所持していたと判断でき、資産活用は可能であったと判断できる。

第3 請求人の反論

処分庁の弁明書に対し、請求人から反論書が提出された。その趣旨は、要約すると次のとおりである。

預金があれば、保護の申し込みの際にきちんと話をしている。預金を調べられるのは同意書にサインをしており、この時点で不正はない。

預金通帳、カードは[REDACTED]が持っていたため、明細は知らなかった。私達にお金があるのを[REDACTED]の担当者から初めて聞いた。この預金は[REDACTED]がしていたもので、お金を使ったのも[REDACTED]である。届け出印は請求人が持っていたが、通帳がなければお金を下ろすことはできない。

弁明書の添付の資料では、預金額は、[REDACTED]円になっており、[REDACTED]の言う[REDACTED]円ではない。

以上から、預金の存在を知っていたら、生活保護の申し込みをしていないことは明らかである。

第4 当庁の認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- 1 請求人は、[REDACTED]、処分庁に対して生活苦を理由に保護の申請を行ったこと。
- 2 処分庁の資産調査の結果、[REDACTED]からの[REDACTED]付け回答により、[REDACTED]の口座があることが判明したこと。[REDACTED]の口座は二口あり、同行が調査した[REDACTED]現在の合計残高は[REDACTED]円であったこと。
- 3 処分庁は、[REDACTED]を開始日として請求人世帯の保護を開始する

ことを決定し、[REDACTED] 付けで請求人あて通知したことを。

4 処分庁は、[REDACTED] に、請求人に電話し、保護開始の決定について説明したこと。その際に、請求人に対し、[REDACTED] の銀行口座があることが判明したことを伝え、この口座の通帳を持参するよう求めたこと。

また、預金については法第63条の対象となり、保護費の返還が生じる旨を説明したこと。

5 請求人は、[REDACTED] に、処分庁に電話し、以下の旨を伝えたこと。

「[REDACTED]
[REDACTED]」

その後、請求人は、[REDACTED] の預金通帳の再発行手続きを行ったこと。

6 請求人は、[REDACTED]、再発行された通帳を処分庁に持参したこと。再発行された通帳には、[REDACTED] 現在の残高 [REDACTED] 円だけが記帳されていたこと。

7 処分庁は、[REDACTED] に詳細な調査を行い、[REDACTED] に回答を得たこと。その結果、保護申請日である [REDACTED] 現在の [REDACTED] 名義の預金残高は、貯蓄預金が [REDACTED] 円、普通預金 [REDACTED] 円の合計、[REDACTED] 円であったことが判明したこと。

なお、処分庁が請求人に [REDACTED] の口座があることを伝えた [REDACTED] 現在の預金残高は、貯蓄預金が [REDACTED] 円、普通預金 [REDACTED] 円の合計、[REDACTED] 円であったこと。

8 処分庁は、[REDACTED] 付けで請求人に対し、法第63条に基づき [REDACTED] 円の返還を求める本件処分を行ったこと。

9 請求人から、[REDACTED] 付けで本件審査請求が提起されたこと。

10 処分庁から、[REDACTED] 付けで弁明書が提出されたこと。

11 請求人から、[REDACTED] 付けで反論書が提出されたこと。

第5 当庁の判断

- 1 生活保護法（以下「法」という。）第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と、保護の補足性について規定している。
- 2 法第63条において、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、」「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」とされており、資力がありながら保護を受けた場合には、後日、費用返還の義務があることが定められている。
- 3 以上の見地から、本件審査請求について判断する。

上記第1-2及び第3より、請求人の主張の趣旨は次のとおりと解される。請求人は[]の預金の存在を知らなかった。[]の預金は[]が管理しており、請求人世帯は使うことができないものであった。そのため、保護費の返還決定は納得できない。

一方、上記第2より、処分庁の主張の趣旨は次のとおりと解される。処分庁は請求人に対し、[]の預金が保護に優先して活用すべき資産であることを説明した。請求人は、その後速やかに通帳の再発行手続きを行った。このことから、請求人は、当該預金の届け出印を所持していたと判断できる。よって、[]の預金は、請求人世帯が活用可能な資産であった。そのため、法第63条に基づき保護費の返還を求めた本件処分は適法である。

以上より、本件審査請求の争点は、請求人の[]の預金が、請求人世帯にとって、法第4条にいう「利用し得る資産」にあたるか否かであると認められる。以下、この点について検討する。

通常の場合、被保護世帯の世帯員名義の預金は、当該世帯が利用し得る資産であると考えられる。しかし、世帯員名義の預金であっても、[]の預金の場合、[]等が管理していることが一般的である。そして、その預金を管理している者が被保護世帯員でないときには、直ちにその預金を当該世帯が利用し得る資産であると判断することは適切でない。

前述のとおり、処分庁は、請求人の[]の預金は請求人世帯が活用可能な資産であったと主張している。確かに、請求人が[]の預金通帳の再発行手続きを行った時点以降については、請求人世帯がその預金を利用し得たと判断するのが妥当である。しかし、処分庁が[]の預

金の活用について請求人に説明したのは、上記第4-4のとおり [REDACTED] [REDACTED] である。そして、請求人が預金通帳の再発行手続きを行った日は明らかではないが、少なくとも [REDACTED] 以降であると認められる。一方で処分庁は、本件処分において、上記第4-7及び第4-8のとおり、保護申請日である [REDACTED] の [REDACTED] の預金残高 [REDACTED] 円に相当する保護費の返還を求めている。つまり、処分庁は当該預金について、請求人が預金通帳の再発行手続きを行う以前の保護申請時点から、請求人が利用し得たものと判断している。

この点につき、処分庁は、請求人が速やかに預金通帳の再発行手続きを行ったことから、請求人は当該預金口座の届け出印を所持していたと判断でき、請求人は当該預金を利用し得たと主張している。

しかし、請求人は、保護申請時には [REDACTED] の預金の存在を知らなかったと主張している。また、請求人は、当該預金口座の届け出印は所持していたが、通帳とキャッシュカードは [REDACTED] が所持していたため、預金を利用することはできなかったと主張している。請求人の主張どおり、請求人が [REDACTED] の預金の存在を知らず、通帳もキャッシュカードも所持していなかったとすれば、請求人は当該預金を利用できなかったと考えられる。よって、請求人が届け出印を所持していたことをもって、保護申請時から請求人が [REDACTED] の預金を利用できたとは判断できない。

処分庁から提出された弁明書及び関係書類には、保護申請時点において、請求人が [REDACTED] の預金を利用し得たことを挙証する内容は認められなかった。それにもかかわらず、処分庁が、保護開始時まで遡って、 [REDACTED] の預金を、法第4条にいう「利用しうる資産」とであると判断していることは不当である。よって、本件処分は、処分庁が、請求人の資産活用の可能性について十分な調査、確認をしないまま、保護開始時まで遡って法第63条に基づく保護費の返還を求める決定をしたものと認められ、取り消されるべきである。

第6 結論

以上検討したとおり、処分庁が行った本件処分については、行政不服審査法第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成25年12月2日

審査庁 埼玉県知事 上田清司

